



## つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 197号 2010.11.17 発行 社会政策研究所

=====

障害者自立支援法改正案の動きは、昨日の「たまにブログ」でお知らせしたとおり。さらに、政府・与党は、社会保障改革の論点整理に着手したというニュースなどを、お届けします。【kobi】

### 社会保障改革の論点を整理—有識者検討会

キャリアブレイン 2010年11月16日

「社会保障改革に関する有識者検討会」(座長=宮本太郎・北大大学院法学研究科教授)は11月16日、2回目の会合を開いた。宮本座長は、改革の基本原則や社会保障負担の在り方といった論点を提示。この枠組みに沿って報告書をまとめる方向で一致した。

示された論点は、現行社会保障制度と改革の課題 社会保障改革の基本原則と方向性 社会保障改革の枠組み 社会保障改革を支える税制のあり方 持続可能な希望のもてる日本へ(まとめ)—の大きく5つで、年内にまとめる報告書のベースとなる。また、改革が目指す理念を掲げた上で、実現に向けた工程の優先順位や財源確保をいかに達成するかなども触れたい考えた。

事務局によると、この日の協議では「現在のセーフティーネットや雇用システムの劣化をきちんとしなくてはならない」「現物給付と現金給付のどちらを重視するのかもポイントとしてあるのでは」「消費税だけが財源ではないはずだ」などの意見が出されたという。

有識者検討会は、社会保障改革と財源確保を一体的に議論する「政府・与党社会保障改革検討本部」(本部長=菅直人首相)の下に設置され、年内に報告書を検討本部に提出する。

### 障害者自立支援法：改正案を可決へ - 衆院厚労委

毎日新聞 2010年11月17日

民主、自民、公明3党は16日の衆院厚生労働委員会理事懇談会で、議員立法による障害者自立支援法の改正案提出に合意した。早ければ17日の同委で可決の見通し。

改正案は、新たな障害者総合福祉法(仮称)施行までの暫定措置。政府は現行の障害者自立支援法を13年8月までに廃止予定だが、それまでは現行法による対応が続くため、「その間の緊急対応が必要」と判断した。

内容は、サービスの利用量に応じた負担から支払い能力に応じた負担とし、発達障害を対象にするなど。通常国会で廃案となっていた。【野倉恵】

### 知的発達障害者のスポーツ大会、12年に県内で初開催

朝日新聞 2010年11月17日 福島

知的発達障害者のスポーツ大会「スペシャルオリンピックス」の第5回冬季大会が、2012年に県内で初めて開かれると、NPO法人スペシャルオリンピックス日本(有森裕

子理事長)が16日、発表した。翌年に韓国である世界大会に出場する代表選手の選考も兼ねた大会となる。

日程は2月10～12日の3日間。会場は沼尻スキー場(猪苗代町)、磐梯熱海アイスアリーナ(郡山市)、郡山総合体育館(同)の3施設。アルペンスキー、スノーボード、スピードスケート、フィギュアスケートなど7種目に約700人の選手が出場する。

県内には今年、スペシャルオリンピックス日本の支部組織が発足。県内で知的発達障害への理解を深め、組織の活動を活性化させようと、県内開催が決まった。出場選手は来年早々にも決まるという。

スペシャルオリンピックスは1968年に米国で始まった。オリンピック同様に夏季、冬季の世界大会が4年ごとに開かれている。国内では1995年に初めて熊本県で夏季大会が開かれて以降、夏季、冬季合わせて10大会が開かれた。

### 東住吉の障害者施設虐待問題 4件認定、市が改善指導 大阪

産経新聞 2010年11月17日

大阪市東住吉区の知的障害者施設「今林の里」で入所者が職員から虐待を受けたとされる問題で、市は16日、指導監査で身体的虐待を含む計4件の虐待を認定、施設を運営する社会福祉法人「今川学園」に対し、社会福祉法に基づく改善指導を行った。虐待によるけがは確認されなかったという。府も同日、同法人に対し、障害者自立支援法に基づく改善勧告を行った。

虐待問題は今年5月、元職員が市に通報して発覚。市が指導監査した結果、施設では平成19年12月～今年5月末、入浴時に他の利用者に殴りかかった男性利用者の首を押さえつけるなど身体的虐待が2件、就寝時に女性利用者に掛け布団を渡さないなどの心理的虐待が2件確認された。

このほか、書面で家族の同意を得ないまま居室を施錠するなど不適切な行動制限が15件、手で叩(たた)いてきた利用者をとっさに叩き返すなど不適切な支援が21件確認された。

### 障がい者支援施設「今林の里」((社福)今川学園)における監査結果について

2010年11月16日大阪府公表資料

平成22年5月7日に障がい者支援施設「今林の里」((社福)今川学園:大阪市所管法人)において、利用者に対する不適切な利用者支援が行われている旨の通報を大阪市が受け、府にも市から情報提供がありました。

障害者自立支援法第48条の規定に基づき同施設の監査を行った結果、施設職員による身体的虐待等の不適切な利用者支援が行われている事実が確認されたため、11月16日付けで同法第49条に基づき勧告を行いました。

なお、大阪市も同日付けで、社会福祉法に基づく改善指導を行っています。

事案の概要は以下のとおりです。

#### 【監査結果(概要)】

#### 1 利用者の支援に関すること

##### <身体的虐待等>

- ・「身体的虐待」に当たると認定したものは、入浴時に情緒不安定になり他害行為を行った利用者に対し、職員が利用者の首をつかんで体を押さえつけたケースをはじめ2件あった。
- ・「心理的虐待」に当たると認定したものは、利用者から預り金をおろすようにという依頼について、職員が「他の利用者を困らせたなら預り金をおろさないよ」といった言葉による脅迫のケースをはじめ2件あった。
- ・「不適切な支援」に当たると認定したものは、他害行為のある利用者から叩かれた際、と

っさに叩き返したケースをはじめ 21 件あった。

#### <身体拘束等>

・隔離は、他害行為や盗食のある利用者について、居室において、ドアを施錠したケースが 10 件及び居室前に椅子を置いて行動抑制を行ったケースが 5 件確認された。

・居室における利用者に対する行動制限については、手続き（本人・家族等への書面同意、妥当性についての組織判断、記録等）及びやむを得ない場合の判断（切迫性、非代替性、一時性）について不備があった。

#### 2 人事管理に関すること

・施設長は、直接支援にあたる職員の管理監督が不十分であり、指揮・命令も適切に行われていなかった。

#### 3 法人管理に関すること

・理事会は、施設運営及び利用者支援の状況把握と問題の認識が不十分であった。

#### 【勧告事項（概要）】

・利用者に関する不適切な支援に関しては、直ちに是正すること。

・職員に対して、利用者の権利擁護の基本原則に立った人権意識の向上を図るとともに、障害者福祉の知識、技術の向上を図るための必要な研修等を計画的に実施すること。

・緊急であってやむを得ず身体拘束等を行う場合、手続き面に関する規程やマニュアル等を整備する等、あらかじめ手続き要件を施設で定め、運用に関しては厳格に行うこと。また、職員にも指導徹底すること。

・施設長等幹部職員は責任を明確にし、健全な組織・運営体制の確立、強化を図ること。

・職員の責務や役割を明確にし、情報の共有化や職員間の連携を図りながらサービスの提供と法令順守に努めるとともに、不適切な支援が二度と起きない体制や手法等を講じること。

・理事長は、利用者への虐待及び不適切な支援について、早急に原因と責任の所在を究明し、再発防止策を講じるとともに、「人権侵害が二度と起きない」健全な施設運営に向けて取り組むこと。

・施設運営の透明性を確保し、施設における自浄作用が機能するように第三者委員、苦情解決責任者等、実効性のある「苦情解決システム」の構築を図ること。

#### 【参考】

##### \* 「今林の里」

施設種別：障がい者支援施設

事業内容：施設入所支援（定員 50 人）、生活介護（定員 74 人）、就労移行支援（定員 6 人）

所在地：大阪市東住吉区今林 3 - 1 - 8 7

認可年月日：平成 12 年 4 月 1 日

設置主体：社会福祉法人今川学園（大阪市東住吉区今林 3 - 1 - 8 7）

##### \* 「緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件」（厚生労働省令等 身体拘束等の要件）

《具体的要件》 次の 3 つの要件を全て満たすことが必要

切迫性：生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

《手続き的要件》

・利用者、家族等への同意と説明が必要

・記録の整備が必要

・施設内でルールや手続き等を確立することが必要

## 平成23年度当初予算要求書の公表について

2010年11月16日大阪府公表資料

平成23年度当初予算要求書を平成22年11月16日(火曜日)午後2時からホームページで公表します。

<掲載場所>大阪府ホームページ→予算編成 URL：<http://www.pref.osaka.jp/yosan/>

## 特定非営利活動法人(NPO法人)の設立認証等事務の市町村への権限移譲について

2010年11月15日大阪府公表資料

大阪府では、大阪版地方分権推進制度に基づき、市町村への権限移譲を進めています。このたび、NPO法人の設立認証等の事務処理権限を、平成23年1月1日から下記の7市町に移譲します。

これにより、移譲先市町村の各区域内のみに事務所を設置する法人に係る事務手続き及びこのような法人の設立に係る事務手続きの窓口は、それぞれの市町村になります。

### 1. 新たに権限移譲を受ける市町村及び移譲日

- ・池田市、富田林市、箕面市、大阪狭山市、豊能町、能勢町、太子町
- ・平成23年1月1日

### 【参考】既に権限が移譲されている市町村

岬町(平成21年1月1日)

大阪市、堺市、岸和田市、熊取町(平成22年9月1日)

茨木市、河内長野市、河南町(平成22年10月1日)

### 2. 権限移譲する主な事務

- ・NPO法人の設立認証、定款変更等認証、各種届出受理(役員変更、軽微な定款変更、解散・清算結了等)、事業報告書等の受理、法人に対する監督等
- ・「認定特定非営利活動法人の認定」に係る所轄庁証明書の発行事務等

府が市町村に権限を移譲するに際して、法人において手続き等は必要ありません。

### 3. 現在、大阪府での認証手続き中の申請等の取扱い

・今回の権限移譲により事務手続きの窓口が変更となる法人の申請等で、移譲前に大阪府が受け付けたものは、移譲後はそのまま移譲先7市町への申請等が行われたものとして引き継ぎますので、法人において特段の手続きを行っていただく必要はありません。

### 4. 引き続き大阪府が窓口となる申請等の取扱い

・今回の移譲先7市町及び既に移譲した8市町以外の府内市町村の区域内のみ又は府内で複数の市町村に事務所を設置する法人に係る事務手続き及びこのような法人の設立に係る事務手続きの窓口は引き続き大阪府になります。

### 5. 権限移譲までの問い合わせ先

・権限移譲までは、引き続き大阪府において、法人の各種認証申請・届出等に関する手続きや問合せをお受けしています。

【大阪府の問合せ先】：府民文化部男女共同参画・NPO課 NPOグループ

電話 06-6944-6642、FAX 06-6949-0880

たまには太陽の子・手をつなく、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなく育成会 社会政策研究所発行